HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソ連の平和攻勢に対する日本外務省の情報分析と対応 : 1970年代の「アジア集団安全保障構想」を事例に
Author(s)	瀬川, 高央
Citation	年報 公共政策学, 10, 167-185
Issue Date	2016-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62430
Type	bulletin (article)
File Information	APPS10_12.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ソ連の平和攻勢に対する日本外務省の情報分析と対応
―1970年代の「アジア集団安全保障構想」を事例に―

瀬川　高央*

1.　問題の所在と先行研究の概要
1.1　問題の所在

近年、海外における日本人人質事件への対処や特定秘密保護法制定を契機として、わが国でも国内治安のみならず外交や安全保障に関わるインテリジェンス（情報収集・分析）の重要性が改めて認識されている[1)]。それと同時に、わが国の文化・社会動向や領土・歴史問題を含めた外交政策について諸外国から正確な理解を得るためのパブリック・ディプロマシー（広報外交）に関心が集まるようになった[2)]。

東西冷戦時代、欧米では情報収集・分析機能としてのインテリジェンスと、対外情報発信としてのパブリック・ディプロマシーは、共産主義諸国による対西側宣伝に自国民が誤導されないようにするための反共プロパガンダの側面を持っていた[3)]。他方、西側に属しながらも、わが国は欧米と比較して人員・予算が極めて限られたインテリジェンス・コミュニティしか持たなかった[4)]。加えて、日本の対外広報は諸外国との文化交流や知的協力に軸足を置いていた。海外有力誌への記事掲載や海外有識者向けの資料配布といった政策広報が実施され始めたのは、欧米諸国との貿易摩擦に直面した1970年代前半のことである[5)]。

その一方で、日本は常に日米離間を図ろうとするソ連情報機関の積極工作や非合法

---

*　北海道大学公共政策学研究センター研究員　E-mail: segawa@hops.hokudai.ac.jp

1)　国内外におけるインテリジェンス研究については、ローエンタール（2011）；中西・小谷（2012）；小谷（2012）；Laville and Wilford（2006）；Risso（2014）を参照。その他、元外務・警察官僚が記したインテリジェンスの事例については、孫崎（2009）；佐々（2013）；長谷川（2014）；岡崎（2015）を参照。

2)　パブリック・ディプロマシーについては、渡辺（2011）；金子・北野（2014）；Snow and Taylor（2009）；Zaharna, Arsenault and Fisher（2013）が包括的に研究動向を扱っている。

3)　藤田（2015），pp. 9－12；奥田（2012），pp. 201－203；Defty（2004），pp. 64－88.

4)　小谷の推計によれば、欧米諸国のインテリジェンス・コミュニティの規模は、一国につき人員１～３万人、予算3,000～5,000億円であるが、2012年時点での日本のインテリジェンス・コミュニティは人員5,000名弱、予算1,500億円未満である。小谷（2012），pp. 43－47. なお、戦後日本のインテリジェンス・コミュニティ発展の歴史的経緯については、北岡（2012）に詳しい。

5)　金子・北野（2014），pp. 196－200.

活動、平和攻勢にさらされてきた[6)]。しかし、日米安保体制と在日米軍基地の存在に対する不当な批判、そして根拠の疑わしい日本軍国主義批判に代表されるソ連の対日宣伝は、日本国内の世論を親ソ・反米に誘導することにはならなかった[7)]。

ソ連の対日宣伝は革新勢力の一部に歓迎されたが、多くの国民には受け入れられなかった。また、1980年から85年にかけてソ連情報機関による一連の対日非合法活動が発覚すると、ソ連に対する国民感情は悪化した。日本の世論はソ連の対日工作による誤導に動じなかった。それだけでなく、西側がソ連との冷戦に勝利してから４年後の1993年７月に到るまで、親米保守の自由民主党が議会で多数派を形成し、38年間単独で政権の座に留まった[8)]。

このような点から考えると、英国の歴史学者アンドリュー（Christopher Andrew）が、旧ソ連の KGB（国家保安委員会）の機密文書を丹念に解析して導き出した結論、すなわち「日本での KGB の攻勢は多くの戦術的成功をもたらしたが、戦略的には失敗に終わった」との指摘は妥当である[9)]。

しかしながら、なぜソ連の対西側宣伝や平和攻勢に関する言説が自由主義諸国内における世論の圧倒的な支持を得るに至らなかったのかについては、単にソ連の宣伝に重大な欠陥が認められたからであるという分析や、西側の保守政党が議会で多数派を維持し続けたからであるという説明に終始している[10)]。そのため、わが国を含む西側のインテリジェンス・コミュニティが、どのような過程を通じてソ連の平和攻勢に対応したのか、またその効果はどれほどであったのかについては、未だ十分に検証がなされているとは言い難い。

そこで本稿では、ソ連の平和攻勢や対西側宣伝をめぐる主張が、自由主義社会においてどのように認識されていたのかを考察するための一助として、外務省の対ソ情報の収集、とりわけ在外公館における諸外国外交官からの情報聴取に基づく情勢分析と政策上の対応について検討したい。本稿で取り上げる事例は、1969年から1973年にかけて、ブレジネフ（Leonid I. Brezhnev）ソ連共産党政権がアジア諸国に提案した集団安全保障構想（以下、アジア集団安保構想）をめぐる一連の動きである。

アジア集団安保構想とは、1954年４月に周恩来中国首相により提案された「アジア

---

6)　ソ連の対日積極工作（標的に自国の利益となるような行動をとらせることを目的とした影響工作）については、青地（1985）；山添（2012）；佐々木（2015）を参照。

7)　1970年代のソ連の対日宣伝については、外務省情報文化局（1973）を参照。

8)　なお、米国は1958年から64年までの間、日本の左翼政治勢力が選挙で成功を収める可能性を懸念して、親米保守政治家に対し CIA が秘密資金を援助し、選挙に関するアドバイスを提供することを承認していた。ワイナー（2011），pp. 223－225.

9)　Andrew and Mitrokhin（2005），p. 311.

10)　例えば、1980年に KGB の積極工作担当 A 機関が出版したサッチャー英首相を貶めるパンフレットでは、Thatcher の綴りにミスがあったため贋情報としての価値が減じられた。アンドリュー、ゴルジエフスキー（1993），pp. 311－319.

の平和と安全の維持のための関係国間の協議」に起源を持つ構想で、米国を含むアジア太平洋地域集団平和条約の締結を目指すものであった。ソ連は同構想に賛意を示し、1969年6月には断片的ながらアジア集団安保についての見解を打ち出した。その内容は、①国家間の関係において武力を行使しない、②各国の主権の尊重と国境の不可侵を守る、③他国の内政に干渉しない、④完全な平等と互恵に基づいて経済その他の分野での協力を幅広く発展させる、⑤この措置はどんな国にも矛先を向けるものではない、というものである。ソ連は1970年代末に締結したアフガニスタン及び南イエメンとの友好・協力条約において、アジアでの安全保障体制創設を促進する旨を謳っていたことから、同構想はソ連共産党にとっての「公約」であると考えられていた[11)]。

本稿で扱うアジア集団安保構想は、ソ連による平和攻勢の一部である。これに着目する理由は、同構想への賛同が一部の親ソ国家に限られ、アジア諸国の大半がソ連の影響力拡大を懸念して反発を示した点で、平和攻勢の対象となる国ごとの対応を明確化かつ一般化しやすいことである。また、同構想への各国の認識を検討することで、日本とアジア諸国間の対ソ情報活動における連携を浮き彫りにすることも可能となろう。

1.2　先行研究の概要

アジア集団安保構想については、既に三木秀雄と木村汎の研究がある。両者の研究はともに一次史料にアクセスできなかった時代のものであるため、分析の基となる情報は内外の新聞・雑誌の記事、モスクワ・ラジオ放送におけるソ連要人発言の記録に限られている。

まず、三木は1969年のソ連要人及び政府機関紙のアジア集団安保に関する言説を時系列的に整理した。その上で三木は、ソ連のアジア集団安保構想は、米国がベトナム戦争の解決のために対中接近を模索するという国際情勢の変化を一つの背景としていることを指摘した。また、同構想は1969年3月に中ソが国境で武力衝突に至った情勢下での対中国包囲戦略であり、同時に安保条約自動延長を翌年に控えた日本国内での騒擾に乗じた「日米安保体制の弱化戦略」であると分析した[12)]。

一方、木村はブレジネフ書記長が提唱したアジア集団安保構想を、北方領土問題が障碍となって未だ締結されていない日ソ平和条約に代わる代替条約の一つと位置付けた[13)]。木村は、西側のソ連観察者たちはアジア集団安保をソ連によるアジアでの西側優位の打倒、中国の疎外、日本の取り込み、という一石三鳥を狙うクレムリンの攻勢だとみなしたと論じる。なかでも、ソ連が最も熱心に取り込もうとしたのは日本であったが、ブレジネフが示した同構想における諸原則のうち、国境不可侵の原則が日本

11）外務省情報文化局（1984），pp. 101-102.
12）三木（1991），pp. 172－177.
13）木村（2002），pp. 260－261.

側を当惑させた。1970年代前半のヨーロッパでのヘルシンキ会議と同様に、ソ連はアジアでも第二次大戦終結時の国境線について現状維持を主張していたため、日本が同構想を承認すれば、事実上ソ連による北方四島の不法占拠を承認することになりかねないからである[14)]。

日本をはじめ、ASEAN（東南アジア諸国連合）や1972年２月に米国と和解した中国は、集団安保構想に賛同しなかった。ソ連と共に同構想を真剣に検討したのはモンゴル、アフガニスタン、イランなどの親ソ諸国に限られた。他のアジアの多くの国々から冷めた目で見られた集団安保構想について、ソ連は73年以降、同構想を支持した国々と二国間の条約を締結し、その集積の成果としてアジア地域における集団安保体制を構築しようとした。日本に対する善隣協力の提案も二国間条約の集積の一部であった[15)]。

こうした分析は旧ソ連時代のロシアの対日政策を考察する上で、有益な面を持ち合わせている。だが、ブレジネフ政権がアジア集団安保を提案した意図は何であったのか。そして、日本はソ連の意図をどのように分析して同構想に対する原則的立場を示したのかは実証的に詳らかにされていない。そこで、本稿ではソ連が参加を呼び掛けたアジア集団安保構想に関して、近年公開された外務省史料に基づき日本側の情報分析と対応を明確にする。

なお、外務省史料に依拠する理由は、アジア集団安保に関連する1970年代のファイルが公開され、史料に基づく時系列分析が可能になったことであり、これが従来研究に対する本研究の強みでもある。ただし、本稿では外務省以外の史料は取り上げていないため、アジア集団安保に対する西側の情報分析の全体像を明らかにするには及ばない。だが、同構想に関する内外の史料解析を体系的に行うための基礎として本研究は不可欠の作業と考えられる。

2.　ソ連によるアジア集団安全保障構想の提案とその反響

2.1　ソ連要人および政府機関紙の言説：オシントの分析

ソ連がアジア諸国に対して提案した集団安保構想とはどのような内容であったのか。まずは、当時の外務省記録ファイルに収められていたソ連要人やメディアの言説をオシント（Open Source Intelligence）と捉えて整理しよう[16)]。

ブレジネフがアジア集団安保に初めて言及したのは、1969年６月７日に開催された共産党・労働者党国際会議での演説の中においてである。それは、「われわれは事態の進展にともなって、アジアに集団安全保障体制を創設する課題も日程に上がってき

14）同，pp. 279－280.
15）同，p. 280.
16）一般的に、オシントとは新聞や政府公表の文書等の公開情報を基にしたもので、一国のインテリジェンス活動の約90％を占めている。小谷（2012），p. 97.

ている、と考えている」という短い内容で、具体性を伴うものではなかった[17)]。

同年９月、グロムイコ（Andrei A. Gromyko）外相はソ連共産党最高会議の場で、アジア集団安保は全アジアの国々の安全保障のための集団的努力である、との性格を明らかにした。そして、「関係国間の協議を必要とすることは言うまでもないが、ソ連政府は右協議の過程において具体的構想を明らかにするであろう。ソ連政府は関係各国政府がこの提案を真剣に考慮することを望む」と述べた。グロムイコは翌年10月の国連総会でもアジア集団安保について同様の見解を示したが、構想の具体的中身には触れなかった[18)]。

また、ブレジネフも1971年３月にモスクワで開かれた第24回ソ連共産党大会の演説で、対外関係について言及し、「係争問題解決のための力の使用とその使用の脅威の否定が国際社会の法となるべきである。ソ連はこの方法に同意する諸国に適当な二国間条約か地域的条約を締結するようわが方から提案している」と表明した。だが、この時ブレジネフはアジア集団安保構想には直接言及しなかった[19)]。

ソ連要人の中において同構想に具体的内容が伴っていなかったことは、1972年１月のポドゴルヌイ（Nikolai V. Podgorny）最高幹部会議議長の発言にも明らかである。ポドゴルヌイは訪ソした河野謙三参議院議長との会談の際に、アジア集団安保構想は欧州安保会議と同様の会議をアジアでも開催することが有益であるとの考えに基づき公表されたものとしつつ、同構想はソ連がアジア諸国の反応を打診するために打ち出したもので、その反応は多様であるという状況を説明した。

また、ポドゴルヌイはソ連要人には珍しく、中国共産党が同構想を反中のためのアジア政策と評価したことに対し、「これは全くソ連の意思に反するものであり、ソ連は中国の参加を重要条件とすら考えている」との姿勢を明らかにした。加えて、ベトナム戦争や印パ、中ソ関係をめぐるアジア情勢の複雑さから見て、「全アジア会議開催は無理をしてまで推進すべきではない。一定の時期に自らその気運が醸成されるであろう」と述べた[20)]。こうした発言を見る限り、ソ連にはアジア諸国に対して集団安保でイニシアティブをとるつもりが無かったものと考えられる。

ソ連のアジア集団安保に関する発言に積極性が出たのは、1972年３月14日にコスイギン（Aleksei N. Kosygin）首相がザヒル（Muhammad Zahir Shah）アフガニスタン首相をクレムリンに招待し、同構想の諸原則に言及した時であった。昼食会の席上、コスイギンは「諸国間の紛争解決に際しての武力不行使、異なった社会体制をもつ国々

17）欧亜局東欧第一課「ソ連のアジア集団安全保障体制構想について」（1972年３月22日）外務省外交史料館特定歴史公文書2013－2184（以下、管理番号のみ表記），p. 1

18）同，p. 2.

19）アジア局地域政策課「アジア集団安保構想に関するソ連要人発言及び新聞論調等」（1972年10月13日）2013－2184，p. 7.

20）前掲「ソ連のアジア集団安全保障体制構想について」，pp. 4－5.

の間の平和共存、互恵の協力の発展といったような諸原則、すなわち、国連憲章に完全に合致し、いかなる国に対して向けられたものでもない諸原則をアジアにおける集団安全保障の基礎におくことができるであろう」と述べた。ソ連はここに初めて同構想が拠って立つ原則を明示した[21)]。

続いて３月20日には、ブレジネフもモスクワで行われたソ連労働組合第15回大会演説で「アジア集団安全保障は、国家間の関係での武力不行使、主権の尊重と国境の不可侵、内政不干渉、完全な平等と互恵に基づく経済協力その他の協力関係の全般的な発展という諸原則に基づくべきものと考える」と言及し、先にコスイギンが示した原則を補完した[22)]。

ソ連要人のアジア集団安保に関する原則が完成形を得るまでにはさらに一年以上を必要とした。1973年８月、コスイギンはモスクワにホベイダ（Amir A. Hoveyda）イラン首相を招いた際に、アジア集団安保についてこう述べた。

> これはまず第一に諸国家間の関係における武力行使の放棄、主権の尊重と領土不可侵、内政不干渉、完全な平等と互恵に基づく経済その他分野での協力の幅広い発展である。
>
> われわれは、アジアの集団安保はまた、自らの運命を自主的に決定する各国民の権利、侵略による領土併合の禁止、あらゆる国際紛争の平和的手段による解決といった原則にも依拠すべきであると考えている。自国の天然資源の主権的所有と社会・経済改革の実現に対する各国民の奪うことのできない権利の承認と尊重をこれに追加することができよう[23)]。

さらに、同月ソ連とイラン両国が公表した共同声明には、「双方はアジア集団安全保障体制にアジアの全ての国が参加するように、この体制を設置する方法の実現を促すつもりである」と記された[24)]。

この二つの文書によって、コスイギンはブレジネフが提示した①武力不行使、②国境不可侵、③内政不干渉、④互恵発展、⑤特定の国家を標的にしない、という五原則に、⑥自国の天然資源の主権的所有の遵守、⑦アジア集団安保は全アジアの共同事業であること、という二つの要素を付加したのである。

他方、政府機関紙であるイズヴェスチャ掲載の論評では、アジア集団安保構想の狙いとするところが説明されている。まず、1969年５月29日掲載の記事は、「植民地帝

21）同，p. 6.
22）同，p. 7.
23）アジア局地域政策課「アジア集団安保構想に関するアジア諸国の反響及びソ連側発言（資料）」（1973年８月６日）2013－2184，pp. 70 a－70 b.
24）同，pp. 70 c－70 d.

国の廃墟に生まれた独立国家はなんらの後見人も必要としていない。これらの国は安全をもふくむ自国の利益を守る能力と手段を持っている。アジアにおける外国軍事基地制度の一掃は集団安全保障の基礎を作りだすための前提を保障するであろう」と論じた[25)]。これはソ連が目標とするアジア集団安保の実現には、アジア諸国に展開する米軍基地の撤廃が前提となることを端的に示したものである。

また米中和解が現実となる直前、1972年1月のイズヴェスチャ紙の論評はASEAN 5か国の中立化構想（マレーシアが提案した米ソ中3大国の保障によるASEANの中立化）に言及し、ASEANが中立化構想を実現しようとするならば彼ら5か国の立場の一貫性が絶対に必要であると説いた。そして、「中立化構想は東南アジアの現実から生れてきたものであるが、右はアジアにおいて集団安全保障のためのシステムを造ることに役立つであろう」と論じた[26)]。ソ連は、ここでもベトナム戦争で行き詰った米国のアジアに対する影響力弱体化を狙ってASEAN中立化を支持し、その延長線上に集団安保を位置付けようとしたのである。

さらに、同年6月21日プラウダ紙の政治評論員ヴィクトル・マエフスキーは、同紙掲載の論文で「現在の諸条件下におけるアジアの安全保障のための闘争は、米国の侵略の停止のための、ヴィエトナム問題の調整のための闘争と切り離し難い」と記した。マエフスキーは先のイズヴェスチャ紙と同じく、ソ連によるアジア集団安保構想が、アジアにおける米国の影響力後退を狙ったものであることを公にしたのである[27)]。そして彼は、アジア大陸で集団安保の創設が検討される際には、二国間ないし地域的な基礎に立つ善隣関係の発展の重要性を強調しなければならず、こうした諸国間の協力は平和強化を追求する集団的努力を結集するための好条件を創り出すと主張した[28)]。すなわち、マエフスキーはソ連がこれまでにアジアの社会主義国やインド、エジプト、イラク等と締結した第三国を仮想敵国としていない諸条約が、集団安保の創設に役立つと考えていたのである。

さて、以上に見てきたソ連要人と主要紙のアジア集団安保に関する言説の特徴をまとめておこう。まず、要人の発言にはソ連が目指す集団安保の組織・機構に関する具体的内容が提示されていない。だが、米中和解を境目としてブレジネフとコスイギンにより、同構想が拠って立つ原則が示された。他方、ソ連主要紙の論評においては要人が公言することを躊躇してきた集団安保の狙いが明示された。

複数の論評に見られるように、ソ連はベトナム戦争後の米国のアジアからの影響力後退やASEAN中立化の実現を望み、その上にソ連が提唱する集団安保が将来創設さ

25）前掲「アジア集団安保構想に関するソ連要人発言及び新聞論調等」，pp. 2－3.
26）同，pp. 8－9.
27）欧亜局東欧第一課「1972年6月21日付『プラウダ』のマエフスキー論文」（1972年6月26日）2013－2184，pp. 5－6.
28）同，p. 7.

れる好条件を創り出すために、社会主義国や非同盟国との間で善隣協力を推進したのである。なお、アジア集団安保の実現性に関しては、中ソ問題の未解決など周辺国の諸条件が全く整っていないにも拘らず、極めて楽観的な見方を示している点が要人と主要紙の言説に共通する特徴といえよう。

2.2　在外公館とソ連外交官との内話：ヒュミントの分析（１）

しかしながら、日本の在外公館が現地のソ連大使館員から情報聴取した内話には、アジア集団安保の実現に関する楽観論はほとんど認められない。次に、そうした内話をヒュミント（Human Intelligence）と捉えて、各段階におけるソ連外交官の発言を整理しよう[29)]。

まず、ブレジネフがアジア集団安保構想を提唱した1969年には、7名のソ連外交官による非公式発言が外務省ファイルに記録されている。69年6月、トロヤノフスキー（Oleg Troyanovsky）駐日ソ連大使は、アジア集団安保構想が具体性を伴っていないことを素直に認め、日本を含む関係国との間でこれを具体化したいとの意向を示した。注目すべきは、ブレジネフ政権としては同構想発表によりアジアの安全保障問題に一石を投じたわけで、そのこと自体に意味があったとする発言である[30)]。翌月、リハチョフ・ソ連外務省極東部長もトロヤノフスキーと全く同じ説明を日本側に伝えたが、そこには彼らが何の具体案もなくアジア集団安保という風呂敷を広げてしまったことへの戸惑いを窺うことができる[31)]。

一方、在豪、在英のソ連外交官は同構想に関し、欧州集団安保との類似性や対中、対米関係の文脈から説明を試みた。7月、ペトロパブロフツキー駐豪ソ連参事官代理は、アジア集団安保が軍事同盟とは全く異質である点を強調し、欧州集団安保のアジア版であると述べた。そして、彼は同構想について特定国を標的としないことを明かした上で、アジア地域の集団安保に関心を持つ諸国家が対等の関係で意見交換し、目標達成のための発想がまとまれば、協定を結ぼうというのがその主眼であると説明した[32)]。さらに、彼はアジア集団安保に関して中国の存在が意識されているとの見方に対し、仮に中国が参加を申し込んでくるならばそれを拒否する理由はないと明言した。ただ、その一方で彼は「かかる集団安全保障体制が出来ればこの地域で何処かの大国が膨張しようとするのを防ぐ効果あり」と答えている[33)]。これは、中国や米国がアジアで影響力を拡大することを望まないソ連の姿勢を率直に語ったものであろう。

29）小谷によれば、外交官や海外を視察してきた一般人の聞き取り等によって得られる情報もヒュミントに分類される。小谷（2012），p. 69.
30）前掲「アジア集団安保構想に関するアジア諸国の反響及びソ連側発言（資料）」，p. 71.
31）同，pp. 71－72.
32）同，p. 72－73.
33）同，p. 73.

同月、ピアデイシェフ駐英ソ連参事官も、アジア集団安保が欧州集団安保と同じ発想に基づくもので、ソ連が単独で同構想を具体化すべきではないとの考えを示した。さらに、ピアデイシェフはアジア域外で同構想に関心を持つ国に対しては慎重に考慮しなければならず、米国との協議は当然必要になるとの見方を示している[34)]。

他方、東南アジアに在勤するソ連外交官は同構想の実現性について、より悲観的な見方を示していた。例えば、1969年７月に外務省がジョブコフ駐ラオス参事官から聴取した内話には、アジア集団安保についてソ連側から積極的に具体的構想を提案することは考えていないと記されている[35)]。また、翌月に行われたミニネ駐ラオス大使との内話でも、アジア集団安保の提案に具体的計画はなく、ソ連がアジア諸国に対して音頭をとることはまずいので、アジア諸国間で安保協力の気運が具体化したときに、その都度協力するという控えめな考えが示された[36)]。

さらに、クズネツォフ駐マレーシア大使による内話は自国の提案に対してより辛辣な批評を含んでいた。彼は、アジア集団安保をソ連の平和共存外交の究極の理想を述べたものと位置づけ、アジアに分裂国家が存在する中で、その理想が容易に実現できるものとは考えていないことを明らかにしたのである[37)]。

その後のソ連外交官の発言も一瞥しよう。1970年10月、サフロノフ駐シンガポール大使は、1950年代にソ連が提案した欧州集団安保が70年８月のソ連・西独友好協定調印を機に成熟しつつあることを引き合いに、諸条件は熟してないもののアジアの進歩勢力は集団安保を理解すべく活動すべきであると説いた[38)]。また、米中和解から約１年を経た1973年３月、シベチコ外務省第二極東部長は日本側との内話において、ソ連の構想に対するアジア諸国の関心は増大しているとし、アジア諸国が集団安保について自己の意見を出すことに期待を表明した。同様に、73年10月の田中角栄首相訪ソを控えて、６月に行われたドゥビンスキー外務省東南アジア局長との内話では、アジア諸国には米国に安全保障を依存する現状に不満があり、将来の安全保障のためにソ連の構想を支持する国が増える日が到来する、というソ連側の希望的観測が語られている[39)]。

以上に見てきたように、ソ連要人・政府機関紙とソ連外交官との間には、アジア集団安保の実現性に関して見解の相違があったことが明らかである。言うなれば、分裂国家等アジア地域の諸問題をよく認識している外交官ほど、アジア集団安保の実現性に関しては客観的ないし悲観的な見方を示している。これとは対照的に、地理的にモ

34）同，p. 74－76.
35）同，p. 77.
36）同，p. 78.
37）同，pp. 79－80.
38）同，p. 80.
39）同，pp. 83－84.

スクワに近づくほど要人や外交官の発言には、アジア集団安保は関係国の気運が高まれば実現可能であるという楽観論が強くなる傾向があった。例えば、1973年 6 月に至っても、プラウダ紙関係者 2 名は日本側に対し「アジア集団安保の将来について楽観的に見ている」といった観測を述べていた。そうした言説の根拠とされたのは、アジア諸国が中国の覇権を恐れ、米国との同盟についても民族独立の視点から不満が山積しているという当時の情勢であった[40)]。

また、同構想を巡って問題となった対中包囲についても、その認識に差があった。ソ連要人や外交官の多くは、アジア集団安保は特定の国を標的にするものではないと主張していた。だが、前出のジョブコフは同構想の意図が中国封じ込めにあるのではないと断言しながらも、事実そういう効果が生じることはありうるかも知れないと述べている[41)]。

一方、両者の言説の共通点は、ソ連はアジア集団安保について、その参加国の範囲や加盟国が負う責任に関して具体案を準備せず、アジア諸国が同構想に支持を表明してくれるならば、それらの国と協議を開始したいという他力本願の姿勢が強いところである。いずれにせよ、アジア集団安保には、ブレジネフとコスイギンが掲げた原則があるのみで、制度や機構についての具体案はなかったといえよう。

2.3　在外公館とアジア諸国の外交官との内話：ヒュミントの分析（２）

続いて、日本の在外公館とアジア諸国の外交官との間で交わされたアジア集団安保に関する内話について整理しておこう。

まず、ASEAN 加盟国のシンガポールとマレーシアのソ連提案に関する反応から見てみよう。1969年 7 月、シンガポールのナザン政務局長は日本外務省に対し、アジア集団安保構想の印象をこう語っている。それは第一に、ソ連側はブレジネフの提案に関して、まだ具体的な内容を固めておらず、各国の反応を見て考えると答えたことである。第二に、ソ連大使は中国も参加国に含むと語っていたが、シンガポール側から見るとそれは単に口先だけのことであった。ソ連の提案は、実際にはベトナム戦争後の中国に対抗するものであって、中ソ国境の緊迫化を牽制するための新たな正面を作るという真意が隠されている、とシンガポール側は分析していたのである[42)]。

次に、ASEAN 中立化構想を掲げたマレーシア政府のソ連提案に対する反応である。1972年10月、ラザク（Tun Abdul Razak）首相の訪ソ時に、マレーシアはソ連に対し東南アジア中立化構想を説明した。従来、ソ連はアジア集団安保構想があるので、マレーシアの掲げる中立化構想は必要ないとの立場をとってきた。しかし、この時コスイギンはラザクに対し、ソ連のアジア集団安保構想とマレーシアの中立化構想は相互補

40）同，pp. 84－85.
41）同，p. 78.
42）同，pp. 45－46.

完的であるとの立場をとり、タイなど一部の ASEAN 諸国が中立化構想に反して米国との軍事同盟を維持していると非難した。こうしたソ連側の発言に対し、マレーシア側はソ連が ASEAN の中立化構想に自らのアジア集団安保をかぶせるような姿勢を見せているとして慎重に対応するようになった[43)]。以上の内話から分かる通り、ASEAN 諸国はソ連提案のアジア集団安保に関し、その実現性や対中包囲の可能性について全体的に懸念を持っていたことが明らかである。

一方、アジアの大国であるインドと中国の反応はどうであったろうか。1972年11月に外務省がインド情報局幹部から聴取した内話には、アジア集団安保に関するソ連の真の意図が透けて見える部分がある。それによるとソ連はインドに対して、日中国交正常化がアジア地域の勢力均衡を変化させるものだと指摘した。また、ソ連は米国がインドシナから撤退すれば、中国の扇動により東南アジアの安定が害される危険があるとして、先手を打ってこれらアジア諸国との経済、軍事関係を強化するようにとインドに要請した[44)]。このようなソ連側の要請を見る限り、アジア集団安保から対中包囲の意図を除外することは困難であっただろう。なお、73年 8 月に行われたインド外務次官からの情報聴取では、インド政府は非同盟政策を堅持しているため、ソ連のアジア集団安保構想が軍事色を帯びているならばこれを支持できないとする立場が明示されている[45)]。

それでは、包囲される側の中国のアジア集団安保構想に対する認識はどうであったか。対中包囲の問題を別としても、中国は同構想に対し厳しい見方を示していた。例えば、73年 4 月の第29回 ECAFE（国連アジア極東経済委員会）東京総会での中国首席代表演説では、次のような表現でアジア集団安保を批判している。

> アジア及び極東は現在においても平穏というには程遠いということを指摘しなければなりません。（中略）特に注意しなればならないのは、この地域において、ある超大国がヘゲモニーを握らんとし、その拡張主義を強化しつつあるという事実であります。すなわち、その超大国は、他の国を分割するために侵略戦争を煽動してきたばかりでなく、西アジアから極東、インド洋から太平洋にわたる広大な地域のいたるところで力の誇示を行なってきており、そのために他の国の主権を侵害し、この地域における平和と安全を大きく脅かしてきているものであります。その所業は、その超大国がいたるところで売り歩いてきたいわゆる「アジア集団安全保障体制」と呼ばれるものの本質をさらけ出すのに役立ってきております。「アジア集団安全保障」を精力的に提唱するその直接の狙いは、アジア諸国を支配し、分割し、

43）同，pp. 48－51.
44）同，p. 39.
45）在インド小島大使発外務大臣宛第571号「アジア集団安保構想」（1973年 8 月17日）2013－2183，p. 1.

そして徐々に自己の影響範囲に組み入れることにあります[46)]。

こうした中国のアジア集団安保に対する懸念は、多分に1960年代の社会主義路線や対米政策の相違をめぐる中ソ論争と69年の中ソ国境での武力衝突を反映したものであろう。それと同時に第三世界における民族解放運動を支援しつつ、自らの勢力圏拡大を図るソ連の対外政策が極東アジアにも及ぶのではないか、と考えた中国側の危機感が読み取れよう。

因みに中華民国（台湾）国民党政府も、1969年７月に党の中央常務委員会に提出された報告書において、アジア集団安保に関する見解をまとめ、その中でソ連の意図が対中包囲にあることを明記している。この報告書によれば、台湾はコスイギンやブレジネフによるアジア集団安保体制に関する発言に関して、「ソ連は同安保体制によって対中国包囲態勢の完成を企図していることが看取され」、「それは国際共産党を核心とし、ワルシャワ条約各国によって西側防衛線を形成し、同時に中央アジアと東南アジアの一般中立国家を以て東側防衛線を作り、双方から中国を包囲せんとするものである」と分析した。

台湾の警戒の目は、ソ連による対中包囲網の形成にとどまらず、その基盤となり得るであろうソ連と他のアジア諸国との政治的関係の改善や経済関係の強化にも向けられていた。1965年以降のソ連のインドに対する接近や、アフガニスタンに対する積極的な援助、シンガポールとマレーシアからの産品の購入、そして日本との経済協力の実施といった出来事は、アジア集団安保体制設立を積極化するための前段階ではないかと考えられた。と同時に、同体制設立の積極化にあたり、ソ連は対中包囲のみならず西側自由世界への対応も狙っているのではないかと推測された。すなわち台湾は、ソ連が既存の SEATO（東南アジア条約機構）等を骨抜きにして、アジアの中立国家に対する政治的影響力を拡大するのではないかと懸念を抱いたのである[47)]。

それでは、実際に第三世界の中立国はアジア集団安保や自国に対するソ連の影響力をどのように認識していたのか。これについては、当時のソ連が二国間関係を強化しようとしていたバングラデシュの例を見ると鮮明になる。1973年６月、バングラデシュ政府関係者は日本外務省に対し、次のように説明している。首都ダッカでアジアの安全と協力のための協議を開催することについて、ソ連系民間団体である世界平和会議のチャンドラ（Ramesh Chandra）事務局長がバングラデシュ政府にアプローチしてきた際に、ラーマン（Sheikh Mujibur Rahman）首相をはじめとする政府幹部は、国内で反中宣伝が行われることを懸念して同協議の開催を躊躇していた。すると、チャンドラは協議開催のためバングラデシュ政府部内の親ソ派に働きかけ、ソ連大使館を通

46）前掲「アジア集団安保構想に関するアジア諸国の反響及びソ連側発言（資料）」，pp. 58－59.

47）同，pp. 52－56.

じて同国政府に直接圧力をかけた。そして遂には、反中宣伝を行わないことを条件として、ラーマンに世界平和会議の申し入れを応諾させるに至った。しかし、このようなチャンドラの政治工作は、結果的にはラーマンの怒りを買うこととなった。実際に開催された協議で、ソ連代表は明言こそしなかったものの誰が聞いても反中国と分かる演説を行い、ラーマンを憤慨させたからである。ソ連は協議でアジア集団安保の支持を得られるように動いたが、バングラデシュ政府は自国の外交政策の基本に反するとしてこれに反対を表明した[48)]。

以上に整理してきたように、アジア集団安保構想実現のための環境を醸成するため、ソ連は二国間関係の強化を目指してアジア諸国にアプローチを試みた。しかしながら、シンガポール、マレーシア、中国、台湾、インド、バングラデシュ等のアジア諸国に対するソ連外交の成果は芳しいものではなかった。いずれの国においても、ソ連の提案は具体性に欠けているばかりか、最終的には対中包囲を狙っているのではないかとの疑念が持たれていた。同時に、ベトナム戦争後に生じるであろうインドシナでの力の空白や、ASEAN 中立化構想に乗じてアジアでの影響力拡大を図ろうとするソ連の姿勢に対し、アジア諸国は強い反発を示すようになっていたのである。

3. アジア集団安保構想に対する外務省の評価および原則的立場と対処方針

3.1 情勢分析に基づく背景と意図、目標の特定

さて、ソ連はアジア集団安保の参加国について、当初から日本をその有力国と認識し、日本が同構想に関心を持つことを期待していた。こうした期待の表明は、前出のトロヤノフスキー、リハチョフ、ピアデイシェフ、ドゥビンスキーらの発言に確認できる。

しかし、日本側はアジア集団安保に関するソ連側の発言を注意深く分析し、構想の実現可能性のみならず、ソ連側提案の目標と背景、意図を探り出そうとした。ここでは、そうした日本側の分析とアジア集団安保に対する外務省の基本的立場について整理しよう。

まず、ソ連側提案に関する外務省の分析であるが、これは1972年 3 月に有田圭輔欧亜局長の下で東欧第一課が作成した「ソ連のアジア集団安全保障体制構想について」と題する文書から窺い知ることができる。同文書はソ連要人の発言に依拠し、アジア集団安保は文化大革命期の外交の不在から脱却して国際舞台に登場しつつあった中国の封じ込めを狙って、アジア諸国の態度を窺うべく打ち出された観測気球とみられる、と記している[49)]。すなわち、外務省はアジア集団安保の解釈として、ソ連が諸外国か

48）在バングラデシュ小山田大使発外務大臣宛第408号「ダッカにおけるアジアの安全と協力のための協議」（1973年 6 月 8 日）2013－2185，pp. 1－2.

49）欧亜局東欧第一課「ソ連のアジア集団安全保障体制構想について」（1972年 3 月22日）2013－2184，p. 3.

ら指摘されることを嫌う対中包囲こそが真の目標ではないかと鋭く指摘していたのである。

さらに、こうした目標を持つアジア集団安保構想が出された背景について、外務省はこう続ける。それは、1972年２月のニクソン訪中（米中和解）による新たな国際情勢の出現に対し、ソ連が対アジア政策に改めて大きな関心を寄せ始めたというものである[50)]。

より具体的なソ連の意図としては、第一にアジア集団安保によってニクソン訪中と米中共同声明のインパクトを低下させることが挙げられている。ソ連は、米中共同声明の平和５原則よりも普遍的な「国連憲章に合致する諸原則」（諸国間の紛争問題の解決に武力を行使しないこと、各種の社会体制をもつ諸国の平和的共存、互恵的協力の発展といった諸原則）を打ち出すことで、アジア諸国にとってソ連が提案するアジア集団安保をより受け入れ易いものにするよう努力したのである[51)]。

第二にアジア集団安保に対する中国の非難および周辺諸国の警戒心を弱めることである。ブレジネフやコスイギンは、アジア集団安保実現のためにあらゆる国と協力する用意があり、同構想が特定の国に対して向けられたものではないと強調することで、アジア集団安保が対中包囲を意図していないことを明確にしようと努めた[52)]。

第三に中国がアジア集団安保に反対する場合には、対中包囲も辞さない態度を示すことである。72年３月、モスクワ・ラジオ日本語放送は、「北京指導部は米帝国主義者と一緒になって、アジアの集団安全保障に反対し、アジアの安全の強化を妨げようとしている」として中国を非難した。外務省はこれを中国がアジア集団安保に反対する場合には、ソ連は中国封じ込めの姿勢をとることも辞さないとの態度を示唆したものであろう、と分析した[53)]。

第四にアジア集団安保によりアジア地域でのソ連の影響力拡大を図ることである。アジア集団安保に関するブレジネフやコスイギンの発言は、表面的にはバングラデシュ、アフガニスタン、パキスタン、フィリピンの各首脳との政治的関係の改善に符節を合せ、同時にアジア諸国の対ソ接近ムードに時機を合わせた動きと解された。他方、水面下ではソ連のアジア政策はアジアにおける米英のプレゼンス縮小と並行して、同地域におけるソ連の影響力の拡大を狙っているものと考えられた。その具体的施策の一環として、ソ連はアジア集団安保の推進におけるイニシアティブをとろうと試みている、と外務省は結論づけたのである[54)]。

50）同，p. 8.
51）同。
52）同，pp. 8－9.
53）同，p. 9.
54）同，p. 9－10.

3.2　原則的立場と対処方針

こうした分析を受けて、アジア集団安保に関する日本の立場はどのように示されたのだろうか。ソ連の意図についての分析が示されてから約一年後の1973年４月、東欧第一課は大和田渉欧亜局長の下でアジア集団安保構想に対する原則的立場をまとめた。その基本認識として、外務省はこれまでに集積してきた諸外国外交当局との情報交換等を踏まえてこう記した。「ソ連のアジア安保構想の真の意図は（中略）、その従来の経緯、諸般の情勢より判断し、現状固定に立脚したアジアにおけるソ連の影響力の拡大にあるものと考えざるを得ない。さらに本構想は中国牽制をもその主たる狙いの一つとして内包するものである[55]」。

このような認識に基づいて、外務省は「わが国としては、かかるソ連の意図にかんがみ、本構想には十分慎重な態度をもって対処すべき」であると、従来からの方針を再確認するとともに、以下の原則的立場を堅持する必要を示した[56]。

第一の原則は、アジアでの集団安保機構を考える際には、その前提としてアジアの全ての国家が参加するものでなければならないことである。第二は同機構の設立に際して、アジア太平洋地域の安全保障に重大な利害関係を有する米国の参加が必要とされることである。第三はこれと深く関連するが、日米安保条約を含め既存の機構とソ連の提唱するアジア集団安保機構とが矛盾するものであってはならないことである。そして第四に、わが国としては、ソ連に占拠されている北方領土問題の解決なくして主権尊重、国境不可侵、内政不干渉を謳うブレジネフ構想への協力はあり得ないことである[57]。

これら四つの原則は、外交政策の推進にあたって対米関係を基軸とし、国家間の問題の解決に際しては国際協調を基本としてきた戦後日本の外交路線に一致するものである。国境不可侵や内政不干渉の原則をもって、北方四島の不法占拠を解決済みの問題とし現状固定化しようとするブレジネフ政権に対し、領土問題解決が先行しなければアジア集団安保構想には絶対的に協力しないとする立場を固めた日本側の原則も、戦後日本の対ソ外交の基本路線と軌を一にするものであった。

一方、アジア集団安保構想への政策的な対処として、東欧第一課は以下の点に注意を払うよう省内に伝達した。「ソ連は本構想を宣伝するに当り意識的に『アジアの一国』としての立場を強調し発言している。（中略）ソ連が地理的に欧亜にまたがっていることは否定できないが、しかし基本的には欧州に属する国であることは今更指摘するまでもない。従って、今後の傾向としてソ連のマルチの場におけるアジア問題への参加が強まるとしても、わが方としては、米国と同様にソ連も本質的にアジアの域

55）欧亜局東欧第一課「アジアにおける日ソ関係―ブレジネフのアジア安保構想問題」（1973年４月９日）2013－2184，p. 1.
56）同。
57）同，p. 2.

外諸国であるとの明確なけじめをつけて対処することが政策的にも望ましい[58)]」。

つまり、外務省としてはソ連はそもそもアジア地域に属する国家ではないし、域外諸国のソ連がアジア諸国に対して、欧州におけるのと同様の集団安全保障機構の設立を提案すること自体、荒唐無稽な議論であるとの判断に至ったといえよう。

翌1974年12月、東欧第一課がまとめた資料では、ソ連によるアジア集団安保構想の目的がより明確に分かる形で記述された。

> ブレジネフが同構想を提起したタイミングから判断し、同構想は（イ）アジアにおける米国勢力の後退による力の真空状態を自らがうずめる（或いは米国の現在の影響力を空洞化する）、（ロ）中国を封じ込める、との「大構想」を内包するものである。それと同時に（ハ）現存の国境不可侵の尊重（現状固定）を右構想の基軸とすることによって、ソ連がアジアで抱える領土問題（北方領土、中ソ国境）に一方的に有利な結着を計らんとするものである[59)]。

以上にまとめてきた通り、外務省はソ連要人や政府機関紙に掲載された公開情報（オシント）と、在外公館による諸外国の外交官からの情報聴取（ヒュミント）を重ね合わせることで、ソ連が提案するアジア集団安保構想の真の狙いを探り出し、これに対する適切な政策対処の在り方を明示したのである。

4. おわりに

本稿では、ソ連のアジア集団安保構想を事例に、日本外務省の情報分析と政策上の対応について検討してきた。最後に、本稿での議論をまとめよう。

外務省はブレジネフがアジア集団安保に初めて言及した1969年６月以降、公開情報だけでなく、在外公館における諸外国の外交官との内話を通じてヒュミントを収集した。東京の本省では欧亜局東欧第一課とアジア局地域政策課とが中心になって、関連する情報の集積とその解析を行った。この作業は４年余りの間実施され、公開情報では実現性が否定されなかったアジア集団安保が、ソ連外交官を含む複数のヒュミントの分析評価を進めた結果、実際には実現性が極めて低いことが裏づけられた。しかも、ソ連による政治工作を受けたインドやバングラデシュの当局からの情報聴取により、アジア集団安保の目的が対中包囲の形成とアジア地域でのソ連影響力の拡大にあることが明らかとなった。

外務省はアジア集団安保に関して、ソ連が掲げた武力不行使、国境不可侵、内政不干渉、互恵発展といった平和攻勢の甘言に動じず、その奥に隠されたソ連影響力の拡

58）同，p. 3.

59)欧亜局東欧第一課「アジア集団安保構想とわが国の立場」（1974年12月20日）2013－2183，p. 1.

大という真の目的を見抜いた。こうしたソ連の目的は、対米関係を基軸としつつアジア諸国との経済協力を通じて地域の安定に寄与してきた日本の外交政策と全く相容れないものであった。加えて、ソ連が国境不可侵の原則を同構想に含めたことで、領土問題の現状固定化を図る意図も鮮明となった。このような背景から、外務省はおそらくソ連が受け入れないであろう四つの原則的立場を設定し、ソ連提案を拒否する姿勢を明確にしたのである。結果的に、この判断は同構想が日米離間や日中国交回復牽制の目的も有していたことから考えて極めて妥当であったといえよう。

参 考 文 献

青地彌一郎（1986）「間接侵略を考える（５）ソ連の事例　ドグマチズムと対日宣伝・工作の実態」『国防』第35巻第７号、pp. 58-72

クリストファー・アンドリュー、オレグ・ゴルジエフスキー／福島正光訳（1993）『KGB の内幕　下』文藝春秋

岡崎久彦（2015）『国際情勢判断半世紀』育鵬社

奥田泰広（2012）「インテリジェンスと国家経営」中西・小谷編　2012、pp. 193-212

外務省情報文化局（1973）『ソ連の新聞等における「日本軍国主義」批判とこれに対する米、仏紙論評』外務省

――――（1984）『ソ連という国』世界の動き社

金子将史・北野充編（2014）『パブリック・ディプロマシー戦略』PHP研究所

北岡元（2012）「戦後日本のインテリジェンス」中西・小谷編　2012、pp. 163-192

木村汎（2002）『遠い隣国―ロシアと日本』世界思想社

小谷賢（2012）『インテリジェンス―国家・組織は情報をいかに扱うべきか』筑摩書房

佐々淳行（2013）『インテリジェンスのない国家は亡びる』海竜社

佐々木太郎（2015）「ソ連型対外政治工作の起源」『情報史研究』第６号、pp. 71-101

中西輝政・小谷賢編（2012）『インテリジェンスの20世紀』千倉書房

長谷川和年（2014）『首相秘書官が語る中曽根外交の舞台裏』朝日新聞出版

藤田文子（2015）『アメリカ文化外交と日本』東京大学出版会

孫崎享（2009）『情報と外交』PHP 研究所

三木秀雄（1991）「アジア集団安全保障構想に関する一考察」『武蔵野短期大学研究紀要』第５号、pp. 171-181

山添博史（2012）「冷戦下のソ連情報機関 KGB」中西・小谷編　2012、pp. 231-251

マーク・ローエンタール、茂田宏監訳（2011）『インテリジェンス』慶應義塾大学出版会

ティム・ワイナー、藤田博司ほか訳（2011）『CIA 秘録　上』文藝春秋

渡辺靖（2011）『文化と外交』中公新書

Andrew, Christopher and Vasili Mitrokhin (2005) *The World was Going Our Way: The KGB and the Battle for the Third World* , Basic Books

Defty, Andrew (2004) *Britain, America and Anti-Communist Propaganda 1945-53: The Information Research Department*, Routledge

Laville, Helen and Hugh Wilford ed. (2006) *The US Government, Citizen Groups and the Cold War: The state-private network*, Routledge

Risso, Linda (2014) *Propaganda and Intelligence in the Cold War: The NATO Information Service*, Routledge

Snow, Nancy and Philip M. Taylor ed. (2009) *Routledge Handbook of Public Diplomacy*, Routledge

Zaharna, R.S., Amelia Arsenault and Ali Fisher ed. (2013) *Relational, Networked and Collaborative Approaches to Public Diplomacy*, Routledge

〔謝辞〕

本研究は JSPS 科研費26780099の助成を受けたものです。

Intelligence analysis of the Japanese Ministry of Foreign Affairs concerning peace offensive of the Soviet Union (1969-1974)

SEGAWA Takao

Abstract

The Purpose of this article is to consider the analysis of intelligence that relates to a peace offensive of the Soviet Union that the Japanese Ministry of Foreign Affairs executed in the 1970's. In this article, an informal opinion where the diplomat in the Soviet Union, Malaysia, Singapore, India, China, Taiwan, and Bangladesh explained the collective security of Asia is examined closely. When the real intention of the Asian collective security of the Soviet Union was ascertained, the Japanese Ministry of Foreign Affairs used the unofficial view of the diplomat in these foreign countries. The Asian collective security that the Soviet Union had proposed was actually the one to aim at encirclement toward China. And, the Asian collective security that the Soviet Union had proposed was the one including the border nonaggression principle for Japan to admit the illegal occupancy of northern territories by the Soviet Union. As a result, Japanese Government refused cooperation in the Asian collective security proposal of the Soviet Union.

Keywords

Japan-Soviet Relation, Asian Collective Security Initiative, Open Source Intelligence, Human Intelligence